

## 株式会社玉川温泉に対する株式の取得請求権の行使及び債権の弁済受領について

2021年6月24日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、機構が保有する下記の再生支援対象事業者にかかる株式（取得請求権付種類株式）の取得請求権の行使及び債権の弁済受領を決定しましたので、公表します。

### 1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社玉川温泉

関直右衛門合資会社

注：関直右衛門合資会社は、再生支援決定後、定款変更を経て関直右衛門合名会社となっております。

### 2. 経緯

機構は、2016年10月7日、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号、以下「法」という。）第25条第4項の規定に基づき、上記再生支援対象事業者に対する再生支援決定を行い、同年12月2日、法第28条第1項に規定する買取決定及び法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

その後、機構は、再生支援対象事業者の事業の再生を進めていましたが、その再生に一定の目処が立ったことから、本日、機構が保有する株式会社玉川温泉の全ての株式（取得請求権付種類株式）について取得請求権を行使すること、及び株式会社玉川温泉に対する全ての債権について弁済を受けることを決定しました。本決定を受け、2021年6月中には、取得請求権の行使及び債権の弁済を受ける予定です。

### ※ 公表する理由

今後の再生支援対象事業者の信用を維持・改善するなど、その再建に資するものであると考えられるため、公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意を得ています。